

雇児総発0620第1号
平成26年6月20日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長
（ 公 印 省 略 ）

児童福祉施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の
事故の防止について

児童福祉施設等の安全管理については、従来から通知等により適切な指導をお願いしているところです。

今般、消費者安全調査委員会より、平成23年に神奈川県内の幼稚園で発生したプール事故に係る調査報告書が別添のとおりとりまとめられ、消費者安全調査委員会委員長から厚生労働大臣に対し意見が提出されたところです。

児童福祉施設等でプール活動・水遊びを行う場合において、類似の事故の発生を防止するため、別添報告書を参考にされるとともに、特に下記の点に留意の上、管内の児童福祉施設等及び市町村に対して安全管理の強化の指導をお願いいたします。

記

- 1 プール活動・水遊びを行う場合は、適切な監視・指導体制の確保と緊急時への備えとして次のことを行うよう児童福祉施設等に対して周知徹底を図らるたい。また、既にこれらの取組を行っている児童福祉施設等に対しては、再度、周知徹底を図らるたい。
 - (1) プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、また、その役割分担を明確にすること。
 - (2) 事故を未然に防止するため、プール活動に関わる職員に対して、児童のプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育を十分に行うこと。
 - (3) 職員に対して、心肺蘇生を始めとした応急手当等について教育の場を設ける。また、一刻を争う状況にも対処できるように119番通報を含め緊急事態への対応を整理し共有しておくとともに、緊急時にそれらの知識や技術を実践することができるように日常において訓練を行うこと。
- 2 児童福祉施設等への啓発を通じて、プール活動・水遊びを行う場合に、児童の安全を最優先するという認識を管理者・職員が日頃から共有するなど、児童福祉施設等における自発的な安全への取組を促すこと。